

林野火災注意報等の発令について

林野火災の予防上、注意が必要な気象状況となったため、以下のとおり発令されました。

令和8年4月15日
北部上北広域事務組合消防本部

種別等 町村名	注意報発令		警報発令		注意報切替え		注意報等解除	
	月日	時間	月日	時間	月日	時間	月日	時間
野辺地町	—	—	—	—	—	—	—	—
横浜町	4/15	8:15	—	—	—	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 「林野火災注意報」が発令された場合は、火災予防条例の規定により、「火の使用の制限」に従うよう努める必要があります。(努力義務)

※2 「林野火災警報」が発令された場合は、「火の使用の制限」に従う必要があります。(罰則のある義務)

※3 火の使用の制限（火災予防条例第39条）

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて北部上北広域事務組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。